

平成 23 年 11 月 8 日

屋外広帯域電力線搬送通信設備の対象設備

1 屋外広帯域電力線搬送通信設備

- (1) 定格電圧 100V 又は 200V 及び定格周波数 50Hz 又は 60Hz の単相交流を通じる電力線を信号伝送用に用いる広帯域電力線搬送通信設備で、同一の分電盤※の屋内側に接続され、かつ、同一の者が占有する連続した敷地内の他の広帯域電力線搬送通信設備と通信するもの。なお、屋内でのみの使用を目的とするもの及び受信のみを目的とするものを除く。

※ 同一施設内に複数の分電盤が存在する大規模施設の場合、最も外側にある施設全体の分電盤を指す。

- (2) 搬送波の周波数が、2MHz から 30MHz までの範囲にあること。

2 屋外広帯域電力線搬送通信装置内蔵設備

1 の (1)、(2) の条件を満たす屋外広帯域電力線搬送通信装置を他の機器に内蔵した設備。

なお、特に信号を送信し及び受信する伝送装置のみを指す場合には「広帯域電力線搬送通信装置」とし、一般に広帯域電力線搬送通信装置と電力線を含めた広い概念のものを指す場合には「広帯域電力線搬送通信設備」としている。